

別添130 後方視界看視装置取付装置等の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第44条の2に規定する自動車に適用する。

2. 用語

- 2.1. 「後方視界看視装置」とは、別添129「後方視界看視装置の技術基準」で定義される装置をいう。
- 2.2. 「後退イベント」とは、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にしたときに開始し、製作者等が選択する下記の前進状態に係る条件のいずれかが満たされたときに終了するまでの時間をいう。
 - (a) 速度 \leq 16km/h（0km/hを含む）
 - (b) 走行距離 \leq 10m（0mを含む）
 - (c) 持続時間 \leq 10秒（0秒を含む）
 - (d) 変速装置が後退位置にない

3. 取付要件

- 3.1. 後方視界看視装置の取付
 - 3.1.1. 後方視界看視装置は、車体外側から、視界に関する要件に適合するために必要な量を著しく超えて突出していないこと。
 - 3.1.2. 後方視界看視装置は、走行中の振動により著しくその機能を損なわないように取り付けられていること。
- 3.2. カメラの取付位置
 - 3.2.1. カメラが、別添129「後方視界看視装置の技術基準」4.3.で測定された範囲に取り付けられていること。
 - 3.2.2. カメラ周辺の構造物が、カメラに対して、別添129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響が無いように配置されていること。
- 3.3. 画像表示装置の取付位置
 - 3.3.1. 画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、近接後方視界が容易に確認できる位置に備えられていること。
 - 3.3.2. 画像表示装置の取り付けに起因する運転者の直接視界の遮蔽は、最小限であること。
 - 3.3.3. 画像表示装置は運転者の眼の位置から別添129「後方視界看視装置の技術基準」4.4.で算出された最遠距離以下の距離で取り付けられていること。
- 3.4. 電気結線

画像表示装置は、後退イベントの開始に連動して作動するものであること。

ただし、型式の指定等を行う場合にあつては後退イベントの開始から2.0秒以内に後方視界像が表示されるものとする。
- 3.5. 作動停止

後方視界看視装置は、後退イベントが開始された時から、運転者が他のカメラの画面に切り替える時、後退イベントが終了する時又は車両が連結装置による連結を検知する時まで、近接後方視界を表示し続けなければならない。

ただし、車両が後退していないときは、当該画面を手動でオフに切り替えることができる。

3.6. 画面の自動変更

衝突のリスクに係る信号が入力されたときは、画面に表示する視界を変更して衝突領域に焦点を当ててもよい。技術機関に対し、この画面の変更によって安全性が増すことを証明するものとする。

車両が直進していない状態あるいはそれに相当する信号が入力されたときは、車両の軌道に追従して画面に表示する視界を変更してもよい。